

Ⅲ 地域保健課の業務概要

地域保健課の業務は、保健師関係指導事業、母子保健事業、一人ひとりに応じた健康支援事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業、肝炎治療特別促進事業、難病対策事業等を主業務として広域的専門的業務を実施している。また、管内市の保健、医療、福祉の関係機関と連携を深め、事業の推進に努めている。

1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健課・疾病対策課に配属され、各課の業務に対応した活動を行っている。また管内市の保健師活動への支援・調整も行っており、地域保健活動の推進と保健師等の資質向上のために、研修会や連絡会議を開催した。

2 母子保健事業

母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、管内市と連携しながら訪問指導事業、小児慢性特定疾病医療支援事業、長期療養児支援事業、思春期保健事業、特定不妊治療費助成事業を実施した。また、母子保健の向上及び地域の支援体制を整備するため、管内母子保健担当者会議を開催した。

3 成人・老人保健事業

健康増進法による健康増進事業のなかで、がん検診の普及啓発を行い受診率の向上を図っている。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくり支援体制を充実することを目的とし一人ひとりに応じた健康支援事業を実施した。

5 総合的な自殺対策推進事業

平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行となり、自殺対策計画策定が市町村へ義務付けられた。市町村の主催する自殺対策推進事業に係る会議に委員として出席していたが、昨年はコロナ禍により欠席となった。その他、身近な健康問題として自殺を捉えられるよう、啓発パンフレットを配布した。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健が、健康の保持増進を図るために管内の行政機関、職域機関、医療保険者等が情報交換を行い、継続的な連携体制が構築できるようにするため、「地域・職域連携推進協議会」を開催した。

「たばこ対策」として、「たばこをやめたい人への支援」「受動喫煙防止」を取組みの重点活動として、禁煙外来や受動喫煙防止に関する情報提供媒体の作成・配付等、地域保健と職域保健が連携した事業を展開した。

7 栄養改善事業

生活習慣病予防と望ましい食生活の普及・定着を図るため、健康教育・栄養指導等を実施した。食環境整備のため、県民の健康づくりを応援する飲食店等の支援・指導、食品事業者に対する栄養成分表示に関する指導等を行った。特定給食施設等に対しては、健康増進法に基づく適切な栄養管理が実施できるよう指導・支援を行った。

8 精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」に基づく、措置入院・医療保護入院の法施行業務、精神保健福祉相談・訪問指導を行っている。専門性や広域での連携や調整が要する事項について市町村・医療機関・地域の支援機関等と連携し、受療援助、社会復帰支援等を行っている。なお、通報等の対応は中核市である柏市分も行っている。

平成30年に厚生労働省社会・援護局障害福祉部長から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、「精神障害者の退院後支援マニュアル」における支援方法や支援対象者の判定基準に準じて計画を策定し、支援を行っている。

9 肝炎治療特別促進事業

平成20年度から千葉県肝炎治療特別促進事業として、B型肝炎・C型肝炎に対するインターフェロン治療、また平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法、平成26年度9月からインターフェロンフリー治療への公費負担による助成制度を行っている。加えて、平成27年度12月からインターフェロンフリー再治療へも助成が開始された。

10 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

11 難病対策事業

平成27年1月より施行された、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づく医療費助成業務を行っている。

難病患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対しては、医療・福祉関係者による会議への出席や研修会の開催、訪問相談員の派遣、保健師による相談（電話や窓口面接）や訪問指導を実施し、在宅療養支援を行った。

12 受動喫煙対策

健康増進法に基づき、受動喫煙に関する施設からの問合せや県民からの苦情等を受けて、施設管理者等への助言・指導等を実施した。

13 市町村支援

管内各市の健康増進計画・虐待防止対策等会議に委員として出席し、専門的・広域的な視点から支援している。また、保健師等を対象とした研修会を開催し、地域保健活動の推進と資質の向上を図った。

14 保健所保健・福祉サービス調整推進事業

保健・医療・福祉関係者の連携強化や地域における人材確保・知識の普及啓発等を行うことで、在宅療養者に対する支援体制の推進を図ることを目的に、昭和63年4月に制定された「保健所保健・福祉サービス調整推進事業実施要綱」に基づき実施した。

1 保健師関係指導事業

(1) 管内概況

健康福祉センターの保健師は地域保健課、疾病対策課に配属され業務分担で活動し、令和2年度の管内保健師就業状況は、健康福祉センター16名、松戸市68名、流山市36名、我孫子市23名の計142名である。母子保健・思春期保健・地域職域連携推進事業・一人ひとりに応じた健康支援・市町村支援・精神保健福祉・感染症対策・難病対策・学生等の保健所実習等の分野で役割を担い、業務の推進を図った。住民への身近な対人サービスについては、主に市の保健師が対応し、その充実に努めている。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和2年4月1日現在）

(単位：人)

区 分 年 度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
平成30年度	133	16	83	7	21	6
令和元年度	136	18	84	12	15	7
令和2年度	143	16	91	13	17	6
松戸市	68	-	51	2	9	6
流山市	36	-	25	7	4	-
我孫子市	23	-	15	4	4	-

(2) 保健所保健師活動

保健師活動状況は、表1－(2)のとおりである。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和3年3月31日現在)

(単位：件)

区分 種別	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
			面接		電話	メール	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲：会議)
総数	334	598	753	1,336	94,841	1,151	14,779(25)
感染症	266	516	622	1,202	72,116	516	598(-)
結核	54	61	42	45	2,499	620	29(19)
精神障害	-	-	-	-	-	-	-
長期療養児	2	4	28	28	107	-	29(5)
難病	4	9	39	39	212	14	89(1)
生活習慣病	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	-	-	4	4	62	-	-
妊産婦	-	-	-	-	4	-	-
低出生体重児 (未熟児)	-	-	-	-	-	-	-
乳幼児	-	-	-	-	4	-	-
その他	8	8	18	18	19,837	1	14,034(-)
訪問延世帯数	334	598					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和2年 6月11日	令和2年度の保健活動の共有を図る (書面開催)	① 令和2年度 管内保健師等業務連絡研究会実施計画について ② 令和2年度 各所属の重点・新規事業の紹介	3市に配布し、関係部署で共有を依頼した
令和2年 9月7日	保健師活動が見える記録の書き方 (ZOOM)	① 講義「保健師活動が見える記録の書き方」 講師 千葉県立保健医療大学 准教授 雨宮 有子 氏 ② 演習 自分の記録の添削	16人
令和2年 10月16日	災害時における保健師の役割 ～受援準備について～	講義「令和元年房総半島台風における鴨川市実践活動から～見えてきた課題と現在の取り組み～」 講師 鴨川市健康福祉部健康増進課 保健師長 山口 恵子 氏	25人
令和2年 7月13日	保健活動業務研究の検討①(計画発表)	業務研究の計画発表、助言 助言者：千葉県立保健医療大学 准教授 雨宮 有子 氏	9人
令和2年 11月9日	保健活動業務研究の検討②(原稿内容発表) (ZOOM)	業務研究の原稿発表、助言 助言者：千葉県立保健医療大学 准教授 雨宮 有子 氏	10人

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和2年 6月16日	・所内研及び管内研の年間予定について ・各課の業務計画、業務予定 ・現任教育について ・業務研究について	13人
令和3年 3月2日	・現任教育(新任期保健師目標シートの振り返り)	10人

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
	※令和2年度は野田健康福祉センターにて実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、開催せず	

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
	例年は年1回実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。	

2 母子保健事業

(1) 母子保健推進協議会

管内の母子保健施策を効果的に推進するため、医師会・助産師会・医療機関等の代表者及び管内市の関係者から構成する母子保健推進協議会を設置している。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
		コロナウイルス感染症の感染拡大にともない実施せず。 令和元年度の委員あてに、これまでの産後ケア事業の取り組みをまとめ書面による報告を行った。

(2) 母子保健従事者研修会

例年は思春期講演会等を再掲としている。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
			令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

管内市と健康福祉センターの母子保健担当者が、連携体制の構築や質の高い母子保健サービスの提供のために情報交換・意見交換を行う。

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和2年11月9日	8人 管内母子保健担当	(1) 産後ケア事業について (2) 令和2年度母子保健事業について (3) 次年度のテーマ検討のための課題抽出

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条の規定により医師から届出がなされた人工妊娠中絶実施報告に基づいた妊娠週数別・年齢階級別の届出数は表2-(4)のとおりであった。ただし、届出数には管外在住者分も含まれる。

届出総数については、平成27年度以降800件台で推移しており、令和元年度は700件台、令和2年度は600件台になった。年齢別で見ると、35～39歳が153件(23.7%)と最も多く、次いで20～24歳の141件(21.8%)であった。週数別で見ると、満7週以前が354件(54.8%)と最も多く、次いで満8週～満11週が281件(43.5%)であった。また、20歳未満の割合は、平成30年度7.2%、令和元年度8.0%、令和2年度7.1%であった。

表2-(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	平成 30 年度	令和 元 年度	令和2年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 ～ 24 歳	25 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 34 歳	35 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 44 歳	45 歳 ～ 49 歳	50 歳 以 上	不 詳
総 数	815	731	646	46	141	114	120	153	68	4	-	-
満7週以前	422	405	354	16	71	65	72	86	40	4	-	-
満8週～満11週	373	301	281	29	68	48	43	66	27	-	-	-
満12週～満15週	2	6	5	1	-	1	2	1	-	-	-	-
満16週～満19週	12	6	4	-	1	-	3	-	-	-	-	-
満20週～満21週	6	13	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的としている。令和3年3月からは、所得制限の撤廃、出産による助成回数のリセット、助成金額の拡充など制度が改正された。

表2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況 (単位：件)

年 度	実 件 数	延 件 数	内 訳			
			体外受精	顕微授精	男性不妊	そ の 他
平成30年度	541	923	182	376	2(2)	363
令和元年度	578	984	202	372	1(-)	409
令和2年度	492	750	147	320	3(-)	280
松戸市	257	383	77	162	3(-)	141
流山市	181	279	47	125	-	107
我孫子市	54	88	23	33	-	32

※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成実施件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成実施件数である。

(6) 不妊・不育相談事業

令和2年10月から「千葉県不妊・不育オンライン相談」が開始され、当センターを含む県内4センターで実施していた不妊相談センター事業は令和元年度までで終了した。

ア 不妊相談センター事業

表2－(6)－ア 不妊相談実施状況

年度	来所相談（専門医等）		電話相談（助産師）		来所・電話相談 （保健師）
	回数	相談人員	回数	相談人員	随時
平成30年度	10	27	12	13	51
平成元年度	11	30	10	17	10
令和2年度	-	-	-	-	-

イ 不妊講演会

表2－(6)－イ 不妊講演会実施状況

開 催 年 月 日	内 容	対 象	参 加 人 員
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、開催せず			

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図ることを目的としている。

対象者：18歳未満の児童（継続認定者は、20歳の誕生日の前日まで）

対象疾患：16疾患群（762疾病）

表2－（7） 小児慢性特定疾病医療費助成受給者状況（各年3月31日現在）

（単位：件）

疾患名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	松戸市	流山市	我孫子市
総数	591	605	723	408	208	107
1 悪性新生物	71	65	88	49	23	16
2 慢性腎疾患	31	33	48	32	12	4
3 慢性呼吸器疾患	55	55	57	41	11	5
4 慢性心疾患	118	115	125	65	42	18
5 内分泌疾患	131	126	146	69	54	23
6 膠原病	19	15	21	8	8	5
7 糖尿病	25	28	38	20	10	8
8 先天性代謝異常	12	14	18	11	6	1
9 血液疾患	20	21	20	10	9	1
10 免疫疾患	5	4	4	1	-	3
11 神経・筋疾患	52	61	76	49	16	11
12 慢性消化器疾患	39	47	57	37	11	9
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	9	14	17	10	4	3
14 皮膚疾患	2	3	3	2	1	-
*15 骨系統疾患	1	3	3	2	1	-
*16 脈管系疾患	1	1	2	2	-	-

*のついた15骨系統疾患16脈管系疾患は、平成30年4月からの新制度で拡充された疾患である。

(8) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（平成27年1月1日から施行）

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(8)－ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

名 称	開 催 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
小児慢性特定疾病 相互交流事業 (親子のつどい)			新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、開催せず
支援者研修会			新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、開催せず

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(8)－イ 療育相談指導内容

(単位：人)

内 容	令和元年度	令和2年度
相 談 者 数 (延)	4	-
家 庭 看 護 指 導	2	-
食 事 ・ 栄 養 指 導	-	-
歯 科 保 健 指 導	-	-
福 祉 制 度 の 紹 介	2	-
精 神 的 支 援	-	-
学 校 と の 連 絡	-	-
家 族 会 等 の 紹 介	-	-
そ の 他	-	-

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－（8）－ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度
総 数	24	4
悪性新生物	-	-
慢性呼吸器疾患	4	2
慢性心疾患	7	1
先天性代謝異常	2	-
内分泌疾患	-	-
神経・筋疾患	8	1
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3	-

エ 窓口相談事業

表2－（8）－エ 相談内容 (単位：件)

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相 談 者 数 (延)	607	633	28
申 請 等	60	104	12
医 療	22	15	-
家 庭 看 護	502	490	15
福 祉 制 度	19	19	-
就 労	-	-	-
就 学	3	1	1
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	1	4	-

オ 訪問相談員派遣事業

表2－（8）－オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
平成30年度	2	3	3	3
令和元年度	1	1	3	1
令和2年度	-	-	-	-

(9) 療育の給付制度

療育医療（児童福祉法第21条の9）は、結核で長期療養を必要とする児童を指定医療機関に入院させて医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うものである。

令和2年度の申請者はなし。

(10) 思春期保健相談事業

臨床心理士・精神科医師による個別相談を実施するとともに、学校教諭向けに不登校や精神疾患を抱える児童生徒への支援について理解を深めることを目的に企画しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者	内 容
-	-	-	-

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	参加者	内 容
思春期講演会			例年は年1回実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。

表2-(10)-ウ 思春期保健事業個別
相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
思春期保健相談				例年は、精神科医師による相談を年5回、臨床心理士による相談を年8回実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。 精神科医師による相談 中止 臨床心理士による相談 中止

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

「旧優生保護法一時金支給法」(平成31年4月24日成立)は、旧優生保護法に基づき優生手術等を受けた者に一時金の支給等します。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(センター受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数(延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和2年度		-	-	-	-

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

3 成人・老人保健事業

健康増進法による健康増進事業には、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④機能訓練、⑤訪問指導、⑥総合的な保健推進事業、⑦歯周病疾患検診、⑧骨粗しょう症検診、⑨肝炎ウイルス検診、⑩特定健康診査非対象者等に対する健康診査、⑪特定健康診査非対象者に対する保健指導、⑫がん検診があり、市が主体となり実施している。

がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図っている。講習会については、松戸及び野田健康福祉センターの輪番で実施している。

表3 がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
		新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、開催せず

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的とする。

健康相談事業

身体的・精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師が電話相談に応じた。

表4 健康相談実施状況（電話）

（単位：件）

年度	区分	男性	女性	総数
	平成30年度		97	108
令和元年度		65	110	175
令和2年度		31	43	74

5 総合的な自殺対策推進事業

平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行となり、自殺対策計画策定が市町村へ義務付けられ、その計画策定支援のため、市町村の主催会議に委員として出席した。

また、身近な健康問題として自殺を捉えられるよう、啓発パンフレットを配布した。

表5 自殺予防普及啓発物資の配布状況

配付物	配布部数	配付者
「あなたのこころ元気ですか」	245部	管内市町村職員、精神科医療機関、 看護管理者、教育機関、居宅介護 支援相談員等
「誰でもゲートキーパー手帳」	100部	

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係設計設等の相互活用等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進するため、「保健所圏域地域・職域連携推進協議会」を設置し連携を図っている。

平成29年度から「たばこ対策」をテーマとして取り組んでおり、「たばこをやめたい人への支援」「受動喫煙の防止」を主たるテーマとして、禁煙外来についての情報提供、啓発のための媒体作成・配付等、地域保健と職域保健が連携した事業を展開した。

表6- (1) 松戸圏域地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和2年12月	22名	(書面開催) 1) 令和元年度の事業実績、令和2年度の取組状況について 2) オンデマンド講座「たばこと健康～正しく知って、あなたや周りの人の健康を守りましょう～」(案)について 3) 評価方法・項目について現状の共有 4) 協議会委員・作業部会委員向けアンケート調査(案)について 情報提供 加熱式たばこの喫煙状況

表6- (2) 松戸圏域地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和2年9月25日	12名 (内事務局 4名)	1) 今年度の事業計画について 2) 各機関の取組の共有について 3) 協議会委員・作業部会委員向けアンケート調査(案)について 4) オンデマンド講座について 情報提供 1) 「健康な職場づくり 取組事例集」について 2) 禁煙ステッカー配付について 3) 喫煙による新型コロナウイルス重症化リスクについて

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
<p>【啓発リーフレットの配付】 令和2年6月 ～令和3年3月</p>	<p>職域世代向け「受動喫煙を防ぐために」 6,290部配布 プレ職域（高校生向け）「よく知ろう！たばこのこと」 3,770部配布</p>
<p>【動画媒体の作成・周知】 令和2年5月 ～令和3年3月</p>	<p>オンデマンド講座「たばこと健康～正しく知って、あなたや周りの人の健康を守りましょう～」の作成 内容：動画の目的、たばこについて知ろう～基本知識から最新情報まで～、受動喫煙被害を防ごう、たばこをやめたい人を応援します！ 公開先：千葉県公式セミナーチャンネル（YouTube） （公開期間）令和3年1月29日（金）午前9時～ 令和4年3月31日（木）午後5時 周知：松戸保健所、各市、商工会、ホームページ等への掲載、事業所等に周知</p>
<p>【アンケート調査の作成・実施】 令和2年5月 ～令和3年2月</p>	<p>「協議会委員・作業部会委員向けアンケート調査」の作成・実施 内容：平成29年度から松戸圏域 地域・職域連携推進協議会で取り組んできたたばこ対策事業の評価に活用するため、協議会委員及び作業部会委員に実施</p>

7 栄養改善事業

管内の健康・食生活上の課題に対応するため、個別栄養相談の他、オンライン等を活用した情報提供を行った。また、食環境整備として「健康ちば協力店」の支援・指導、食品事業者に対する栄養成分等の表示に関する指導等を実施した。

特定給食施設等に対しては、健康増進法に基づく栄養管理が実施できるよう、個別の指導・支援を行った。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

個別指導は、来所や電話による栄養相談において実施した。また、望ましい食生活普及啓発のための媒体を作成しオンラインを活用した正しい知識の普及・啓発等を行った。

表7－(1) 健康増進（栄養・運動等）指導状況

(単位：人)

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	1	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	15	8	-	4	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参照 (地域保健・健康増進事業報告作成要領)

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	8	3	-	1	-	4
病態別運動指導	3	-	-	-	-	3

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -イ 地域における健康づくり推進実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
給食施設利用者及び従事者等への望ましい食生活普及啓発のための媒体の貸出	令和3年 1月25日 ～3月31日	給食施設	3事業所 (千葉県公式 YouTubeチャンネル 視聴数16回)	動画資料 「～ずっと健康で、元気に働き、 生き生きとした生活を送るために ～食生活見直してみませんか？」 講師 地域保健課 栄養士

ウ 国民(県民)健康・栄養調査

表7- (1) -ウ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日	調査内容等
国民健康・栄養調査	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	-	-

エ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -エ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	33	33	-	-	
	特定保健用食品	-	-	-	-	
	栄養機能食品	-	-	-	-	
	機能性表示食品	-	-	-	-	
	その他※	-	-	-	-	
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)		2	2	-	-	
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)	
特別用途食品及び特定保健用食品について			- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分		-	-	-	
	特定保健用食品		-	-	-	
	栄養機能食品		-	-	-	
	機能性表示食品		-	-	-	
	その他※		-	-	-	
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)			-	-	-	
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)			-	-	-	

()内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7- (1) -エ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	- (-)	- (-)
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7- (1) -エ- (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- (-)	- (-)	- (-)

() 内は、特定保健用食品再掲

オ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7- (1) -オ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-	-	-	-

(2) 給食施設指導

特定給食施設等に対して、健康増進法に基づく適切な栄養管理が実施できるよう、ホームページや資料の送付等により情報提供を行い、給食に携わる管理者・従事者の資質の向上に努めた。

また、栄養管理状況報告書等により、利用者と施設の特徴に合わせた適切な栄養管理が行われるよう、個別の指導及び助言を行った。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総 数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理 栄養 士 ど ち ら も い な い 施 設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師のい る施設		調 理 師 の い な い 施 設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
394	113	134	88	193	160	136	188	57	6	56	354	1,150	40	392	275

ア 給食施設指導状況

表7- (2) -ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区分	計	特定給食施設			その他の 給食施設	
		1回300食 以上 又は 1日750食 以上	1回100食 以上 又は 1日250食 以上			
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	-	-	-	
		その他指導施設数	380	108	210	
	喫食者への栄養・運動指導延人員	-	-	-	-	
集団指導	給食管理指導	回数	1	1		
		延施設数	394	119	211	64
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計	394		113		88		136		57	
指定施設①	計	6			6					
	学校									
	病院	6			6					
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他										
300食/回、750食/日以上(指定施設①を除く)②	計	112	60		2		47		3	
	学校	104	55				46		3	
	病院	1			1					
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設	1			1					
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所	5	4				1			
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊	1	1							
一般給食センター										
その他										
100食/回、250食/日以上(①、②を除く)	計	212	43		63		67		39	
	学校	13	8				5			
	病院	15	3		12					
	介護老人保健施設	17	3		14					
	介護医療院									
	老人福祉施設	32	11		20		1			
	児童福祉施設	113	15		15		54		29	
	社会福祉施設	2					2			
	事業所	8			1		2		5	
	寄宿舎	2							2	
	矯正施設	1							1	
	自衛隊									
一般給食センター										
その他	9	3		1		3		2		
その他の給食施設	計	64	10		17		22		15	
	学校									
	病院	9	1		8					
	介護老人保健施設	1							1	
	介護医療院									
	老人福祉施設	7	2		4		1			
	児童福祉施設	25	3		5		15		2	
	社会福祉施設	4	1						3	
	事業所									
	寄宿舎	1							1	
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他	17	3				6		8		

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	11	6	23
指導数	11	6	23

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
郵送による 情報提供	令和2年 10月26日	給食施設の 管理者・従事者	-	郵送による情報提供 「食品衛生のしおり（令和2年度版）」 「日本人の食事摂取基準（2020年版）」 「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意 事項について」 「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－(3)－ア 健康ちば協力店登録状況

令和2年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
1	-	-	93 (内取消41)	52

表7－(3)－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導	-	-	-	-	-	-	-
集団指導	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7－(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

名 称	組織状況及び活動状況		保健所による育成状況	
	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
松戸保健所管内 松戸調理師会	250人	調理師の資質の向上と調理技術の研究開発を行い、公衆衛生の向上を図る事業	理事会、総会の運営助言	6人
松戸保健所管内 集団給食協議会	40施設	給食運営に関する調査研究に関する事業、栄養・調理技術に関する知識の普及啓発事業等	理事会、総会の運営助言	6人

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内栄養士業務連絡研修会	1	—	千葉県松戸健康福祉センター栄養担当からの 情報提供（書面） ① 説明「「新たな日常」における栄養・食生活 支援」 ② 令和2年度松戸健康福祉センターの主な栄 養業務の状況について

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成30年度	149	93	62.4	213	34	42
令和元年度	144	103	71.5	191	46	42
令和2年度	134	96	71.6	190	33	39

8 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

精神科病院は1施設（病床数308床）、人口万対病床数は3.7で県全体に比べ少ない。管内病院への入院率は17.8%であり、管外・圏外病院への入院率の方が高い。

表8－(1)－ア 管内病床数・入院患者の状況（令和2年6月30日現在）

(単位:件)

区分 年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	入 県 内 病 院 者 へ の 数	人 口 万 対 入 院 患 者 数	管内の患者の入院先(再掲)					
							圏内(※)の病院への入院患者数				圏外の病院への入院患者数	
							管内病院		管外病院			
							数	%	数	%	数	%
平成30年度	809,796	1	308	3.8	913	11.3	134	14.7	369	40.4	410	44.9
令和元年度	816,097	1	308	3.8	825	10.1	144	17.5	363	44.0	318	38.5
令和2年度	821,902	1	308	3.7	815	9.9	145	17.8	359	36.0	311	38.1
松戸市	493,000	1	308	6.2	498	10.1	135	27.1	124	24.9	239	48.0
流山市	197,881	-	-	-	162	8.2	8	4.9	128	79.0	26	16.0
我孫子市	130,521	-	-	-	155	11.9	2	1.3	107	69.0	46	29.7
県全体	7,266,464	53	12,001	16.5	8,391	11.5	5,509	65.7	775	9.2	2,107	25.1

(注) 1 人口は、各年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)

※ 圏内：東葛北部保健医療圏

表8－(1)－イ 管内病院からの届出等の状況

(単位:件)

種別 年度	医療保護 入院届 (保護者の 同意)	医療保護 入院届 (扶養義務 者の同意)	応 急 入院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
平成30年度	151		—	139	16	9	71	2
令和元年度	182		—	171	23	2	75	4
令和2年度	145		1	150	19	1	81	—

※ 1 その他は、転院許可申請0件、仮退院申請0件、再入院届0件の合計

2 平成26年度より保護者制度廃止に伴い、「医療保護入院届(保護者の同意)」の保護者を家族等(扶養義務者含む)に読み替え件数を計上している。

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法第22条から第26条に基づいた申請・通報を受理し、措置診察の必要性を判断する為の事前調査を保健所で行っている。措置診察が必要と判断された者については、同法第27条及び第29条の2の規定に基づいて、指定医による診察を行い、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院及び緊急措置入院が必要とされた者に対して、同法第29条の2の2にて移送を行っている。

表8－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請通報等の別	申請・通報届出件数	診察の必要がないと認めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の移送業務		
			法第29条該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	法第29条の2該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	1次移送	2次移送	3次移送
平成30年度	326	246	61	3	11	20	1	4	-	2	36
令和元年度	131	57	65	1	6	14	1	2	-	-	44
令和2年度	113	45	58	2	4	8	-	4	-	-	35
法第22条 一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第23条 警察官からの通報	69	13	48	1	3	8	-	4	-	-	34
法第24条 検察官からの通報	14 *注1	3	9	1	-	-	-	-	-	-	-
法第25条 保護観察所の長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条 矯正施設の長からの通報	30	29 *注2	1	-	1	-	-	-	-	-	1
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療機関管理者及び保護観察所長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

4 「申請・通報届出件数」は、「診察の必要がないと認めた者」、「法27条の診察を受けた者」及び「法29条の2の診察を受けた者」のうちその他の入院、通院・その他の者の合計数となる

*注1 令和2年度内に結果未確定1件含む

*注2 令和元年度結果未確定1件含む

表8－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

病名 年度結果	総数	統合失調症等	気分障害	器質性精神障害		中毒性精神障害			神経症性障害等	パーソナリティ障害	知的障害	てんかん	発達障害	その他の精神障害	その他
				認知症	その他	アルコール	覚せい剤	その他							
				F0		F1									
				F2	F3	F00～F03	F04～F09	F10							
平成30年度	80	47	12	2	1	1	2	2	5	4	1	-	-	-	3
令和元年度	75	57	6	1	-	2	2	-	2	2	-	-	-	2	1
令和2年度	64	53	7	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-
診察実施	要措置	58	49	6	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-
	不要措置	6	4	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 4名。総数には含まず。

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名。

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表8－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（各年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成30年度	6	4	1	-	1
令和元年度	3	3	-	-	-
令和2年度	2	2	-	-	-

表8－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等（各年3月31日現在）

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～ 39歳	40歳～ 64歳	65歳以上	不明	
相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	81	48	33	-	3	26	43	9	-	131
電話	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,342

※電話相談の実数は計上していない。

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があり、精神保健福祉法第20条の規定による入院が行われる状態でないと、指定医による診察で判断された者を医療保護入院させるために、精神科病院に移送することができる。

表8－（3）医療保護入院のための移送処理状況（単位：件）

年度	区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成30年度		-	-	-
令和元年度		-	-	-
令和2年度		-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神科嘱託医による定例相談のほか、精神保健相談員や保健師による所内外の面接相談および電話相談に随時応じている。相談内容については、診療に関することや生活支援、社会復帰からアルコール、認知症と保健、医療、福祉と広範にわたる。また、必要に応じて訪問指導も行っている。

表8－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第1 木曜日	14：00～16：00	健康福祉センター（保健所）
毎月 第3 月曜日	14：00～16：00	健康福祉センター（保健所）
毎月 第3 木曜日	14：00～16：30	健康福祉センター（保健所）
毎月 不定期	不定期	事例により相談又は訪問を実施

表8－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

区分	性・年齢 実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
平成30年度	308	177	131	-	7	95	154	48	4	734
令和元年度	373	225	148	-	10	103	186	65	9	886
令和2年度	209	117	92	-	3	50	123	30	3	734
松戸市	112	63	49	-	2	25	60	23	2	471
流山市	25	12	13	-	-	6	17	2	-	81
我孫子市	36	22	14	-	-	7	27	2	-	102
管外・不明	36	20	16	-	1	12	19	3	1	80
相談	76	39	37	-	1	14	43	15	3	192
訪問	133	78	55	-	2	36	80	15	-	542

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表8－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分	計	男性	女性	不明
電話	6,354	3,807	2,516	31
メール	21	5	16	-

表8－(4)－エ 相談の種別 (延数)

(単位：件)

種別 区分	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談	
		関診する療科	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒								
平成30年度	846	352	100	156	92	28	2	4	-	3	22	6	68	1	12	
令和元年度	886	362	60	227	116	33	-	-	-	5	15	5	55	-	8	
令和2年度	734	381	47	184	31	20	6	-	-	1	5	3	52	-	4	
相談	計	192	60	6	70	19	13	1	-	-	1	3	1	15	-	3
	男	118	32	3	51	11	11	1	-	-	-	2	1	5	-	1
	女	74	28	3	19	8	2	-	-	-	1	1	-	10	-	2
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	計	542	321	41	114	12	7	5	-	-	-	2	2	37	-	1
	男	339	188	31	80	9	7	-	-	-	-	1	-	22	-	1
	女	203	133	10	34	3	-	5	-	-	-	1	2	15	-	-
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表8－(4)－オ 援助の内容 (延数)

(単位：件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活生活指導支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
平成30年度	1,553	49	348	204	119	229	471	133
令和元年度	1,421	49	218	271	71	172	463	177
令和2年度	1,215	19	261	219	42	159	468	47

(注) 援助内容は重複あり

表8－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

	支援計画			
	対象者	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
合計	10	4	8	2
松戸市	5	1	2	-
流山市	-	-	-	-
我孫子市	5	3	6	2

(5) 地域精神保健福祉関係

コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している会議等は開催見合わせとなった。

表8－(5)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
管内精神保健担当者会議			
精神保健福祉関係者連携会議			

表8－(5)－イ 組織育成

(単位：件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	-	-	-	-

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対し、保護観察所主催の処遇検討会議に参加し、地域において訪問等の支援を実施している。平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、健康福祉センター(保健所)においても各種会議への参加等が求められている。

表8－(6) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	4	10	-

※CPAとはCare program approachの略

9 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。

表9－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
平成30年	373	2	114
令和元年	380	1	84
令和2年	410	1	57
松戸市	236	1	29
流山市	106	-	18
我孫子市	68	-	10

10 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

表10－(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
平成30年	-	-	-
令和元年	4	2	4
令和2年	5	2	5
松戸市	2	1	2
流山市	1	-	1
我孫子市	2	1	2

11 難病対策事業

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患 56 疾患の患者に対し、医療費の自己負担を助成していたが、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日に施行された。それに伴い対象疾患は 110 疾患に拡充され、さらに同年 7 月 1 日には、306 疾患に拡大した。平成 29 年 4 月 1 日には 330 疾患、平成 30 年 4 月 1 日には 331 疾患、令和元年 7 月 1 日には 333 疾患に拡大した。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 11 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

年 度・市町村別 疾 患 名 下段：重症(内数)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	松 戸 市	流 山 市	我 孫 子 市
総 数	4	3	3	2	1	-
スモン	4	3	3	2	1	-
	-	-	-	-	-	-

表 1 1 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年 度・市 別		平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	松 戸 市	流 山 市	我 孫 子 市
疾 患 名 下段 : 重症 (内数)							
総 数		5, 476	5, 607	6, 162	3, 596	1, 446	1, 120
1	球脊髄性筋萎縮症	13	11	11	4	5	2
2	筋萎縮性側索硬化症	65	62	59	38	14	7
3	脊髄性筋萎縮症	4	3	3	2	1	-
4	原発性側索硬化症	2	1	1	1	-	-
5	進行性核上性麻痺	62	68	75	31	18	26
6	パーキンソン病	794	797	809	466	181	162
7	大脳皮質基底核変性症	32	28	33	22	4	7
8	ハンチントン病	8	10	9	4	2	3
10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	2	3	1	1	1
11	重症筋無力症	151	156	166	88	49	29
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	115	120	126	75	33	18
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多 巣性運動ニューロパチー	15	19	25	14	6	5
15	封入体筋炎	1	2	2	1	1	-
16	クロウ・深瀬症候群	2	2	2	1	-	1
17	多系統萎縮症	69	61	69	42	16	11
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	172	171	169	106	37	26
19	ライソゾーム病	4	4	5	3	1	1
20	副腎白質ジストロフィー	3	3	3	3	-	-
21	ミトコンドリア病	11	10	10	5	4	1
22	もやもや病	58	64	66	38	17	11
23	プリオン病	1	2	1	-	1	-
24	亜急性硬化性全脳炎	-	-	-	-	-	-
25	進行性多巣性白質脳症	1	1	1	1	-	-
26	HTLV-1 関連脊髄症	3	3	3	3	-	-
27	特発性基底核石灰化症	1	1	1	1	-	-
28	全身性アミロイドーシス	17	15	19	8	7	4
30	遠位型ミオパチー	2	2	2	1	-	1
34	神経線維腫症	19	22	24	15	3	6
35	天疱瘡	11	11	13	5	4	4
36	表皮水泡症	1	1	1	1	-	-
37	膿疱性乾癬 (汎発型)	7	8	10	5	3	2
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	1	2	2	-	-
39	中毒性表皮壊死症	-	1	1	-	1	-
40	高安動脈炎	28	28	28	16	8	4
41	巨細胞性動脈炎	4	8	9	3	3	3
42	結節性多発動脈炎	19	16	15	8	4	3
43	顕微鏡的多発血管炎	55	55	63	38	14	11
44	多発血管炎性肉芽腫症	25	24	27	21	2	4
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	20	28	31	16	12	3
46	悪性関節リウマチ	32	32	34	23	5	6
47	バージャー病	10	9	10	7	2	1

48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2	2	2	-	-
49	全身性エリテマトーデス	395	393	414	252	84	78
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	150	145	161	99	36	26
51	全身性強皮症	163	163	165	91	39	35
52	混合性結合組織病	47	50	52	33	11	8
53	シェーグレン症候群	47	52	69	43	13	13
54	成人スチル病	17	20	25	17	5	3
55	再発性多発軟骨炎	2	2	3	3	-	-
56	ベーチェット病	88	86	92	59	17	16
57	特発性拡張型心筋症	99	99	105	77	17	11
58	肥大型心筋症	23	29	30	12	13	5
59	拘束型心筋症	1	-	-	-	-	-
60	再生不良性貧血	38	33	38	21	6	11
61	自己免疫性溶血性貧血	6	4	7	3	3	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	5	6	8	3	1	4
63	特発性血小板減少性紫斑病	110	104	116	69	23	24
65	原発性免疫不全症候群	9	11	13	8	3	2
66	IgA腎症	54	66	84	53	17	14
67	多発性嚢胞腎	67	76	90	53	21	16
68	黄色靭帯骨化症	13	16	23	15	5	3
69	後縦靭帯骨化症	163	150	169	105	38	26
70	広範脊柱管狭窄症	38	35	42	31	8	3
71	特発性大腿骨頭壊死症	110	104	134	79	40	15
72	下垂体性ADH分泌異常症	9	12	16	8	5	3
74	下垂体性PRL分泌亢進症	10	7	10	7	2	1
75	クッシング病	5	5	7	4	1	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1	1	1	1	-	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	21	22	27	17	3	7
78	下垂体前葉機能低下症	95	103	121	68	32	21
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	1	3	2	1	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	2	3	1	2	-
83	アジソン病	-	2	2	1	1	-
84	サルコイドーシス	84	84	91	56	18	17
85	特発性間質性肺炎	97	119	140	58	46	36
86	肺動脈性肺高血圧症	10	8	14	6	6	2
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	22	29	34	13	11	10
89	リンパ脈管筋腫症	3	4	4	3	-	1
90	網膜色素変性症	186	195	205	127	43	35
91	バッド・キアリ症候群	-	-	1	1	-	-
92	特発性門脈圧亢進症	1	1	1	-	1	-
93	原発性胆汁性胆管炎	124	121	122	55	30	37
94	原発性硬化性胆管炎	4	6	6	3	1	2
95	自己免疫性肝炎	25	27	39	20	12	7
96	クローン病	237	246	269	163	55	51
97	潰瘍性大腸炎	800	783	864	497	221	146
98	好酸球性消化管疾患	3	3	3	1	1	1
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	2	2	2	1	1	-
107	若年性特発性関節炎	5	5	6	4	2	-
109	非典型性溶血性尿毒症症候群	3	3	4	1	3	-

111	先天性ミオパチー	1	1	1	-	1	-
113	筋ジストロフィー	24	24	26	14	8	4
115	遺伝性周期性四肢麻痺	1	2	2	1	-	1
117	脊髄空洞症	3	4	4	3	1	-
118	脊髄髄膜瘤	1	1	1	1	-	-
122	脳表へモジゲリン沈着症	-	-	2	1	-	1
127	前頭側頭葉変性症	9	9	9	5	4	-
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	1	1	1	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	2	2	2	2	-	-
145	ウエスト症候群	2	3	3	2	1	-
150	環状 20 番染色体症候群	-	1	1	1	-	-
152	PCDH19 関連症候群	-	1	1	-	-	1
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1	-	-	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	-	-	1
158	結節性硬化症	4	5	6	3	2	1
160	先天性魚鱗癬	1	1	1	-	1	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	1	1	-	-	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	9	8	12	4	6	2
163	特発性後天性全身性無汗症	1	1	3	1	-	2
164	眼皮膚白皮症	-	1	1	-	-	1
167	マルファン症候群	1	1	-	-	-	-
168	エーラス・ダンロス症候群	2	2	3	2	1	-
171	ウィルソン病	4	6	8	5	2	1
173	VATER 症候群	-	1	1	1	-	-
189	無脾症候群	-	-	1	1	-	-
190	鰓耳腎症候群	1	-	1	1	-	-
191	ウェルナー症候群	-	1	1	1	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	1	1	1	-	-
195	ヌーナン症候群	1	-	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	-	-	-	-	-	-
209	完全大血管転位症	1	1	1	-	-	1
210	単心室症	2	1	2	1	1	-
212	三尖弁閉鎖症	1	-	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	1	1	-	1	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	3	3	3	1	1	1
215	ファロー四徴症	4	6	7	4	1	2
216	両大血管右室起始症	1	2	2	1	1	-
217	エプスタイン病	1	1	1	1	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	3	6	6	4	-	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	2	2	1	-	1
222	一次性ネフローゼ症候群	68	86	101	71	14	16
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	2	2	1	1	-
224	紫斑病性腎炎	4	3	5	1	3	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	3	3	4	4	-	-
227	オスラー病	4	2	4	3	1	-
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1	1	1	-	-
235	副甲状腺機能低下症	1	1	-	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	-	1	2	2	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	1	1	-	-	1
254	ポルフィリン症	1	1	1	1	-	-

256	筋型糖原病	1	1	1	-	1	-
257	肝型糖原病	1	1	1	1	-	-
271	強直性脊椎炎	7	10	16	12	2	2
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	1	1	1	1	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	-	-	1	1	-	-
283	後天性赤芽球癆	1	2	2	1	-	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	-	2	1	1	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	3	3	3	1	1	1
296	胆道閉鎖症	-	1	1	-	1	-
300	I g G 4 関連疾患	13	15	19	11	6	2
301	黄斑ジストロフィー	-	-	1	1	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	-	2	3	2	1	-
305	遅発性内リンパ水腫	-	-	-	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	29	57	81	46	21	14
316	カルニチン回路異常症	1	1	1	-	1	-
326	大理石骨病	-	-	-	-	-	-
329	無虹彩症	1	1	1	-	-	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病	6	8	11	5	4	2

※受給者なしの疾患は省略。

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 1 - (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	松戸市	流山市	我孫子市
平成 30 年度	24	17	5	2
令和元年度	24	16	6	2
令和 2 年度	26	18	6	2

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表 1 1 - (4) - ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
平成 30 年度	9	9	1	4	25	1	16	59
令和元年度	8	8	2	1	14	-	27	31
令和 2 年度	3	3	-	1	5	-	7	7

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表 1 1 - (4) - イ - (ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

年度	区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
平成 30 年度		9	42	26	42
令和元年度		8	22	16	22
令和 2 年度		7	25	13	30

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 1 - (4) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

年度	区分	月 日	主 な 内 容	職 種	人数
平成 30 年度		平成 30 年 4 月 27 日	平成 29 年度訪問実績・平成 30 年度訪問計画・事例共有	保健師 看護師 管理栄養士	7
		平成 30 年 10 月 23 日	講演「筋萎縮性側索硬化症の基礎知識—胃瘻や人工呼吸の意思決定を含めて—」	看護師	1
		平成 31 年 2 月 22 日	平成 30 年度の訪問実績、事例検討、事例共有	保健師 看護師 管理栄養士	5
令和 元年度		令和元年 4 月 19 日	平成 30 年度訪問実績・令和元年度訪問計画・事例共有	保健師 看護師	5
		令和元年 10 月 18 日	講演「神経難病患者の緩和ケアを学び支援力を高めよう～患者さんの意思決定を支えるために～」	保健師 看護師 管理栄養士	6
		令和元年 10 月 18 日	令和元年度の訪問実績、事例検討、事例共有	保健師 看護師 管理栄養士	6
令和 2 年度		令和 2 年 10 月 5 日	講演「ALS 患者の心理-就労支援も含めて-」	保健師 看護師 管理栄養士	4
		令和 2 年 10 月 5 日	令和 2 年度の訪問実績、事例検討、事例共有	保健師 看護師 管理栄養士	4

ウ 医療相談事業 実施なし

エ 訪問指導事業

表11-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

(単位：件)

疾患名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	56	33	9
重症筋無力症	1	-	-
筋萎縮性側索硬化症	42	28	8
脊髄小脳変性症	1	1	1
パーキンソン病	-	-	-
多系統萎縮症	4	1	-
ミトコンドリア病	-	-	-
多発性硬化症/視神経脊髄炎	4	-	-
筋ジストロフィー	2	-	-
ウエスト症候群	1	-	-
大脳皮質基底核変性症	-	-	-
進行性核状性麻痺	1	-	-
後縦靭帯骨化症	-	3	-

オ 訪問診療等事業

表11-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況

(単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	1	1	訪問心理相談	-	-	-	1	1	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

カ 窓口相談事業

表11－(4)－カ 相談内容 (単位：人)

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相 談 者 数 (延)	138	96	39
申 請 等	20	10	2
医 療	36	23	10
家 庭 看 護	62	51	22
福 祉 制 度	8	6	-
就 労	4	6	4
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	1	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	7	-	1

※申請等に関する相談者数については、平成28年度より計上方法の定義を変更した。

キ 難病対策地域協議会 実施なし

12 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙、令和2年4月1日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。受動喫煙対策に関する施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を実施した。

表12－(1)－ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
平成30年度	3					3
令和元年度	61	2	59	-	-	-
令和2年度	105	1	100	1	-	3

※平成30年度以前の受付件数について、改正健康増進法の規制には当てはまらないため、規制対象外とした。

表12－(1)－イ 立入検査状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-

13 市町村支援

管内各市の健康計画・虐待防止・自殺対策等の会議への出席等、専門的・広域的な視点から支援している。

表13 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡			
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ
松戸市	松戸市少年センター	1	課	活動報告・事業報告
	松戸市学校保健会総会	1	課	事業計画・事業報告
	松戸市児童虐待防止ネットワーク会議	1	医	活動方針・活動報告・児童虐待の状況
	松戸市児童虐待防止ネットワーク実務者会議	4	保	児童虐待の状況等について情報交換・研修
	松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会議	1	次	活動報告・事業報告
	松戸市高齢者虐待防止ネットワーク 担当国会議	5	保	活動報告・事例報告
	松戸市地域ケア会議	2	次	地域包括ケアシステムの構築
	流山市要保護児童対策地域協議会代表国会議	1	課	事業計画・事業実績報告・事例検討
流山市	流山市要保護児童対策地域協議会実務者会議	1	保	実績報告・事例報告
	流山市高齢者虐待防止ネットワーク 代表国会議	1	次	実績報告・活動報告
	流山市高齢者虐待防止ネットワーク 担当国会議	3	保	事例検討・活動報告
	流山市母子定例会	3	保	事例検討・情報交換
	流山市地域包括支援センター及び地域 密着型サービス運営協議会	1	次	事業計画・実績報告
我孫子市	我孫子市子ども虐待等防止対策地域 協議会	1	課	協議会のあり方・事業虐待防止 対策実務者会議の報告等
	我孫子市健康づくり推進協議会	1	課	事業計画・実績報告

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

1 4 保健所保健・福祉サービス調整推進事業

千葉県保健所保健・福祉サービス調整推進事業実施要綱に基づき、下表のとおり開催した。

表 1 4 千葉県保健所保健・福祉サービス推進事業開催状況

目的	開催年月日	主な内容	構成員・人員
高齢者福祉施設等における感染対策の推進	令和2年 9月1日	<ul style="list-style-type: none">・高齢者福祉施設等における感染対策・施設のサーベイランスから早期探知、報告・DVD制作・YouTube作製	介護保険関連事業所・ 障害者施設・市関係 部署・地域包括支援 センター等 200人